

### みなとはどこ支部?

**足柄上支部**  
担当: 大野 義昭(支) 中井 繁  
小田原駅前、大下井 大野  
喜久沢 支隊: 若田 博司

**山北支部**  
担当: 支隊長 佐藤 利之

**南信濃支部**  
担当: 支隊長 大野 義昭

**小田原南信濃支部**  
担当: 小田原駅前、中野 繁  
大下井、大野 義昭  
支隊長: 田中 浩二

**相模支部**  
担当: 支隊長 山本 博子

**瀬河支部**  
担当: 支隊長 佐藤 利之

**小田原城東支部**  
担当: 小田原駅前、中野 繁  
支隊長: 田中 浩二

**小田原城西支部**  
担当: 小田原駅前、中野 繁  
支隊長: 田中 浩二

**真鶴支部**  
担当: 支隊長 千原 健治

### 税の基礎知識

#### 消費税率引上げと軽減税率制度の実施②

平成31年(2019年)10月1日から、消費税率及び軽減税率は8%から10%と引き上げると同時に、消費税率の軽減税率が導入される。軽減税率は10%としますが、軽減税率の対象品の税率は9%の軽減がみられます。

**区分経理とどのようなもの?**  
これまでの記事事項に加え、「軽減税率の対象品目である品目」の記載が必要となります。

品目	軽減税率	税率	課税額
11.10 △△食品(食)	11月分 日用品	10%	6,000
11.20 △△食品(食)	11月分 日用品	9%	4,200
④	①	③	②

①単方名義又は名称  
②取引年月日  
③軽減税率  
④金額(税込)

#### 区分記載請求書とはどのようなもの?

これまでの記事事項に加え、「軽減税率の対象品目である品目」と「軽減税率に含れた税込品目」を記載する必要があります。

**請求書の記載例**

区分	品名	数量	単価	金額
11.1	食料	*	5,400円	
11.2	中央	*	10,800円	
11.3	キャンパンペーパー	2,800円		
合計			131,000円	
消費税			6,550	
計			137,550	

※区分軽減税率対象品目

#### 軽減税率制度の適用について

平成31年(2019年)10月1日、上記の区分記載請求書に基いて「適格請求書発行事業者等区分書(インボイス)」への変更が予定されています。

軽減税率制度の内容についての情報は

国税庁「軽減税率制度実施ガイド」  
国税庁「軽減税率制度実施ガイド(軽減税率センター)」

TEL.0570-030-456  
【受付時間】9時~17時(土・日・祝を除く)

#### 小田原税務署からのお知らせ

### 消費税率軽減税率制度説明会のご案内

小田原税務署、管内各市町商工会館、商工連合会には、事業者の方を対象として、軽減税率制度に関するお問い合わせや、多くの事業者の方へ関係のある制度です。ぜひお参加ください。

消費税率の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%の引き上げと同時に、消費税率の軽減税率が導入される。軽減税率は10%としますが、軽減税率の対象品の税率は9%の軽減がみられます。

※区分軽減税率対象品目  
※区分軽減税率対象品目  
※区分軽減税率対象品目

お問い合わせ先 **小田原税務署 法人課第1部門 0465-35-4511(代表)**

## マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請は郵便・スマホ・まちなかの証明写真機から無料でできます。

- 郵便で**
  - 個人番号カード交付申請書に署名または捺印し、捺印した申請書を送付してください。
  - 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。
- スマートフォンで**
  - スマートフォンから「マイナンバーカード申請」を選択し、個人番号カード交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトを申請してください。
  - 事前に設定しておく必要があり、個人番号カードの申請は、個人番号カードの申請と同様に実施されます。
- 証明写真機で**
  - タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、個人番号カード交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトを申請してください。
  - 申請用写真機に個人番号カードの申請と同様に実施されます。

※個人番号カード交付申請書は通知カードと一緒に届きます。

【カード取扱い】通知カードの「パスワード」を設定し、4桁の数字を入力し、本人確認を行います。

**マイナンバーカードのパスワードをお忘れなく**  
※印刷用証明書の「パスワード」4桁の数字です。  
※自前の電子証明書を1枚を必ず準備する必要があります。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbancard.go.jp/index.html> をご確認ください。

## 税のカレンダー

区分	品名	税率	課税額	
11.10	△△食品(食)	11月分 日用品	10%	6,000
11.20	△△食品(食)	11月分 日用品	9%	4,200

※個人事業者の平成31年分の消費税率 地方消費税の中間納付

※個人事業者の納期(第1期分) ... 中間納付 ... 平成31年(金) 平成31年(金)

【第3期分】 平成31年(金) 平成31年(金)

【第4期分】 平成31年(金) 平成31年(金)

【第5期分】 平成31年(金) 平成31年(金)

【第6期分】 平成31年(金) 平成31年(金)

【第7期分】 平成31年(金) 平成31年(金)

【第8期分】 平成31年(金) 平成31年(金)

【第9期分】 平成31年(金) 平成31年(金)

【第10期分】 平成31年(金) 平成31年(金)

### インターネットで情報発信中

Facebook  
Twitter

小田原県民税務センター

### 個人事業税の第1期の納期限は、8月31日です!

個人事業税は、個人で事業(法定課税に限り)を営んでいる方に課せられる緑の負担です。

【納期】  
①第1期納付 物品運搬業、製菓業、飲食業、不動産賃貸業など(37業種)  
②第2期納付 養蚕業、小売業、食品運搬業(3業種)  
③第3期納付 農業、林業、建設業、製造業など(30業種)  
※業種別の区分により納期異なります。

【納期について】  
個人事業税は、第1期(納期限8月31日)と第2期(納期限11月30日)の2回に分けて納税していただきます。ただし、税額0円以下の場合は、第1期に全額を納税していただきます。なお、第2期の納付は、7月31日までに交付される納税通知書に附記された延滞期間内まで、滞りなくお支払いください。個人事業税は口座振替(自動引落)により納税していただくことも可能です。ただし、滞りなくお支払いください。口座振替納付はご利用の金融機関にご確認いただきお支払いください。(口座振替の申請は別途お申し込みが必要になります。)

お問い合わせ先 **小田原県民税務センター 事業課 0465-32-8000(代)**

### 小田原税務署からののお知らせ

#### 消費税率軽減税率制度説明会のご案内

小田原税務署、管内各市町商工会館、商工連合会には、事業者の方を対象として、軽減税率制度に関するお問い合わせや、多くの事業者の方へ関係のある制度です。ぜひお参加ください。

消費税率の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%の引き上げと同時に、消費税率の軽減税率が導入される。軽減税率は10%としますが、軽減税率の対象品の税率は9%の軽減がみられます。

※区分軽減税率対象品目  
※区分軽減税率対象品目  
※区分軽減税率対象品目

お問い合わせ先 **小田原税務署 法人課第1部門 0465-35-4511(代表)**

ご予約は お気軽に

会員登録 無料相談

要ご予約

24-2612

弁護士の法律相談 10時~12時

8月17日(金)  
9月4日(火)  
9月21日(火)

弁護士の日経証券相談 10時~12時

8月15日(水)  
9月19日(火)  
10月17日(水)

社士の年金保険相談 10時~12時

8月14日(火)  
9月11日(火)  
10月9日(火)

不動産専門の相続相談 10時~12時

8月23日(水)  
9月27日(木)  
10月25日(木)

社士の相続相談 14時~16時

9月20日(木)  
10月18日(木)  
11月15日(木)

日本経済新聞の経営者相談 10時~12時

10月3日(水)  
※お申し込みはご遠慮ください。

経営者相談 10時~12時

日時 24-2612

10月 内容のご案内は黄緑色の欄にございます。

納税者センター / 青色会館